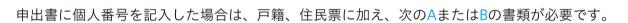
養育特例の情報照会 試行運用が開始されました

令和2年6月15日から、養育特例事務において個人番号を利用した情報照会の 試行運用が開始され、住民票情報の取得が可能となりました。

ただし、試行運用期間は、従来どおり住民票の提出が必要となります。





マイナンバー カードの 両面のコピー В

または

マイナンバーが 確認できる書類

個人番号の表示のある 住民票のコピーなど



身元 (実存) 確認書類

運転免許証、 パスポートのコピーなど



本格運用が開始されると、申出書に個人番号を記入した場合に住民票の提出が不要となりますので、その際には本誌「共済だより」で改めてお知らせします。なお、戸籍は情報照会の対象外のため、本格運用開始後も引き続き添付が必要です。

申出書の様式が 変更になりました 情報照会の開始に伴い、養育期間標準報酬月額特例申出書・終了届出書に個人番号の記入欄を追加しました。

新様式は、<mark>こちら</mark> からダウンロードすることができます。